

## 第2号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく  
許可に係る特殊建築物の位置について  
(笛吹市 一般・産業廃棄物処理施設)

## 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

申請者名称	エルテックサービス(株) 代表取締役 三井 春法
位 置	笛吹市一宮町国分字大窪1002番地1他10筆 (都市計画区域内 用途地域指定無し)
許可対象 設置施設	○一般廃棄物処理施設 破碎施設(可燃ごみ、粗大ゴミ) 処理能力 330.4t/日 ○産業廃棄物処理施設 破碎処理施設(廃プラスチック) 処理能力 165.6t/日 破碎処理施設(木くず) 処理能力 330.4t/日
申請理由	一般及び産業廃棄物の適正処理及び再資源化事業拡大の目的で処理施設を設置するものである。

## ◆建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

法第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設**の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。**ただし**、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて**許可した場合又は政令で定める規模の範囲内**において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

## ①一般廃棄物処理施設

### ◆建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条 本文(法第87条第2項 又は第3項 において準用する場合を含む。)の**政令で定める処理施設**は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。) **第5条第1項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)**

### ◆廃棄物処理法施行令

(一般廃棄物処理施設)

令第5条 法第8条第1項 の政令で定める**ごみ処理施設**は、**一日当たりの処理能力が5トン以上**(焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2㎡以上)のごみ処理施設とする。

## ①一般廃棄物処理施設

### ◆建築基準法施行令

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

令第130条の2の3

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

法第51条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下又は4,500人以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第51条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力



今回設置施設 ● 破碎施設(可燃ゴミ、粗大ゴミ)

330.4 t/日 > 48 t/日 (イ 32 t/日 (H9許可対象施設) × 1.5倍)

## ②廃棄物処理施設

### ◆建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条 本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

- イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設
- ロ (略)

### ◆廃棄物処理法施行令

(産業廃棄物処理施設)

令第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

- 7 廃プラスチックの破碎施設であって1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
- 8の2 第二条第二号に掲げる廃棄物(木くず)(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

## ②産業廃棄物処理施設

### ◆建築基準法施行令

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

令第130条の2の3

法第51条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第3号に掲げる処理能力の1.5倍以下

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第51条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力



今回設置施設 ●破砕施設(廃プラスチック)

165.6 t/日 > 48 t/日(イ 32 t/日(H9許可対象施設) × 1.5)

●破砕施設(木くず)

330.4 t/日 > 48 t/日(ロ 32 t/日(既存不適格施設) × 1.5)

## 申請概要

- 申請者 住所：山梨県笛吹市一宮町国分1014番地1  
氏名：エルテックサービス(株)

代表取締役 三井 春法

### ■ 行為の概要(現況)

エルテックサービス(株)は、平成3年に法第51条の許可(以下、「許可」という。)を受け焼却施設2基を設置し、産業廃棄物処理業を開始した。平成9年に焼却施設のごみ処理能力の増加、廃プラスチックの破碎施設の設置及び一般廃棄物処理業の開始に伴う許可を取得し、さらに、平成24年には焼却施設の24時間稼働に伴う処理能力の増加、並びに一般廃棄物の破碎施設及び選別施設の設置に係る許可を取得し現在に至っている。

今般、新たに、一般及び産業廃棄物処理施設として、破碎施設(一般廃棄物は可燃ゴミ、粗大ゴミ、産業廃棄物は廃プラスチック及び木くず)を設置する計画があり、当該施設は、法第51条に規定する処理施設であり、許可が必要となる。



## 申請概要

### ◆ 当該処理場における法51条ただし書き許可関連施設の概要(一般廃棄物)

	許可対象処理施設	処理能力	許可対象	備考
一般廃棄物処理施設	焼却施設1(可燃性廃棄物)	40.8t/日	>13.8t/日	H24許可対象施設
	焼却施設2(可燃性廃棄物)	40.8t/日	>27.6t/日	H24許可対象施設
	選別施設1(可燃ゴミ(生ゴミ除く)、 不燃ゴミ、粗大ゴミ)	88t/日	≧5t/日	H24許可対象施設
	選別施設2( " )	48t/日	≧5t/日	H24許可対象施設
	破碎施設(がれき類)	640t/日	≧5t/日	H24許可対象施設
	破碎施設(粗大ゴミ)	32t/日	≧5t/日	H9許可対象施設
	破碎施設(可燃ゴミ、粗大ゴミ)	330.4t/日	>48t/日	今回設置許可対象施設

## 申請概要

### ◆ 当該処理場における法51条ただし書き許可関連施設の概要(産業廃棄物 ①)

許可対象処理施設		処理能力	許可対象	備考	
産業廃棄物処理施設	焼却施設1	汚泥	65.6m <sup>3</sup> /日	>9.6m <sup>3</sup> /日	H24許可対象施設
		廃油	42.3m <sup>3</sup> /日	>9.15m <sup>3</sup> /日	H24許可対象施設
		廃プラスチック	27.55t/日	>7.2t/日	H24許可対象施設
		上記以外の産業廃棄物	54.1t/日	>16.2t/日	H24許可対象施設
	焼却施設2	汚泥	65.6m <sup>3</sup> /日	>19.2m <sup>3</sup> /日	H24許可対象施設
		廃油	42.3m <sup>3</sup> /日	>18.3m <sup>3</sup> /日	H24許可対象施設
		廃プラスチック	27.55t/日	>15.75t/日	H24許可対象施設
		上記以外の産業廃棄物	54.1t/日	>24.0t/日	H24許可対象施設
	破碎施設	がれき類	640t/日	>5t/日	既存不適格施設
	破碎施設	貝殻(がれき類・二次破碎施設)	40t/日	>5t/日	H24許可対象施設

## 申請概要

### ◆ 当該処理場における法51条ただし書き許可関連施設の概要(産業廃棄物 ②)

許可対象処理施設		処理能力	許可対象	備考	
産業廃棄物処理施設	破碎施設	廃プラスチック	32 t/日	>5 t/日	H9許可対象施設
		木くず	32 t/日	>5 t/日	既存不適格施設
	破碎施設 ※1	廃プラスチック	4.4 t/日		H24設置許可不要施設
		木くず	4.6 t/日		H24設置許可不要施設
	破碎施設 ※2	廃プラスチック	8.5 t/日		H25設置許可不要施設
		木くず	10.6 t/日		H25設置許可不要施設
	破碎施設	廃プラスチック	165.6 t/日	>48 t/日	今回設置許可対象施設
		木くず	330.4 t/日	>48 t/日	今回設置許可対象施設

※1及び※2の施設は、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第6号の規定により許可不要にて設置された施設である。廃プラスチックは、従前(H9)に許可を受けた施設の処理能力32t/日との合計処理能力が、また、木くずは、既存不適格施設(H9に設置後、H16から法の規制を受けることとなった)の処理能力32t/日との合計処理能力が、それぞれ既許可施設又は既存不適格施設の1.5倍(32t/日×1.5=48t/日)以下であるため、設置に際しては許可不要であった。



## 申請概要

- 作業時間 8時間（午前8時から午後5時）
- 焼却施設の稼働時間 24時間
- 搬入搬出等時間 午前8時から午後5時

## 申請概要

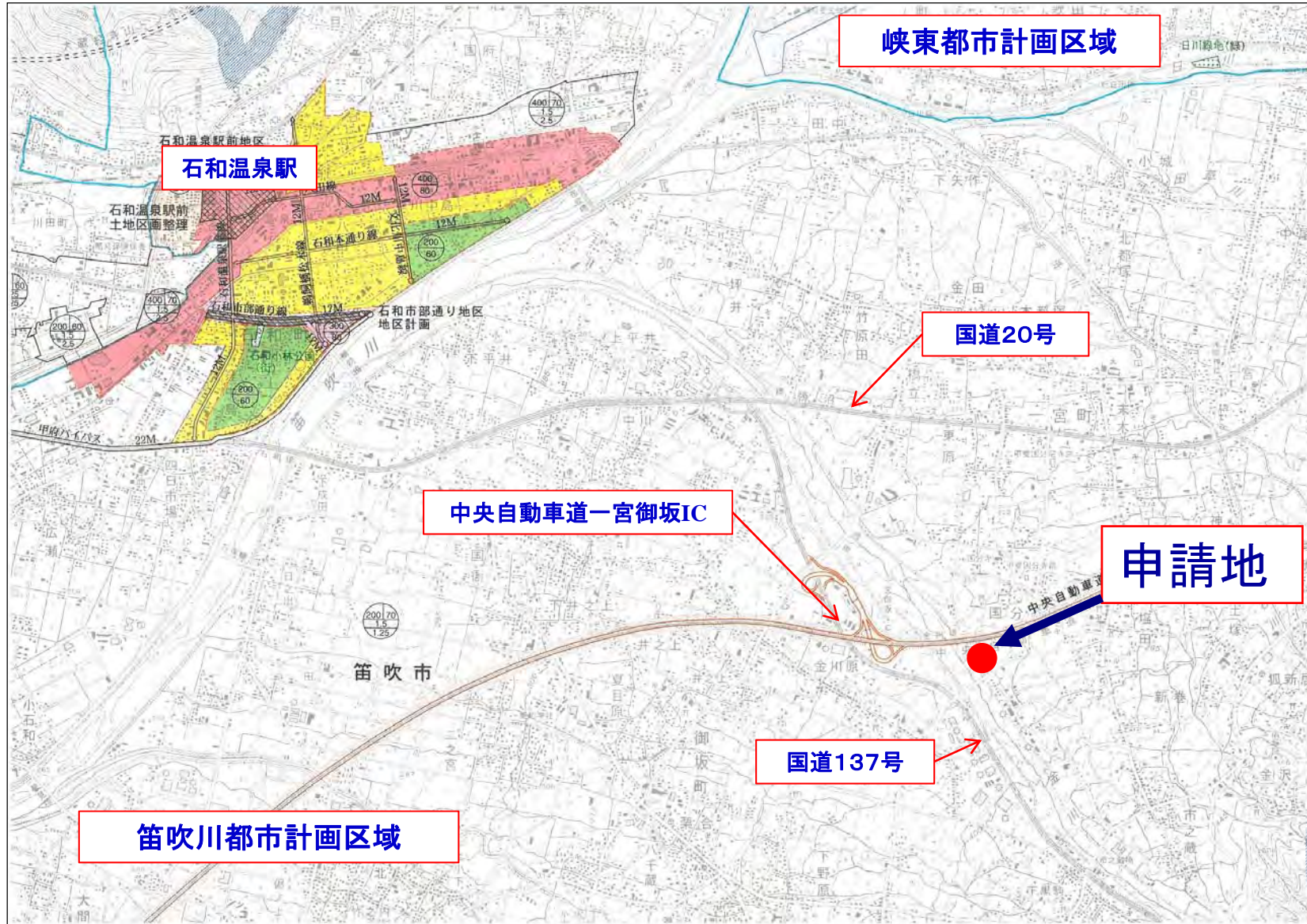
### ■ 建築物の概要: 既存6棟 (新たな建築行為は無い)

容積率 : 46.99% < 200%

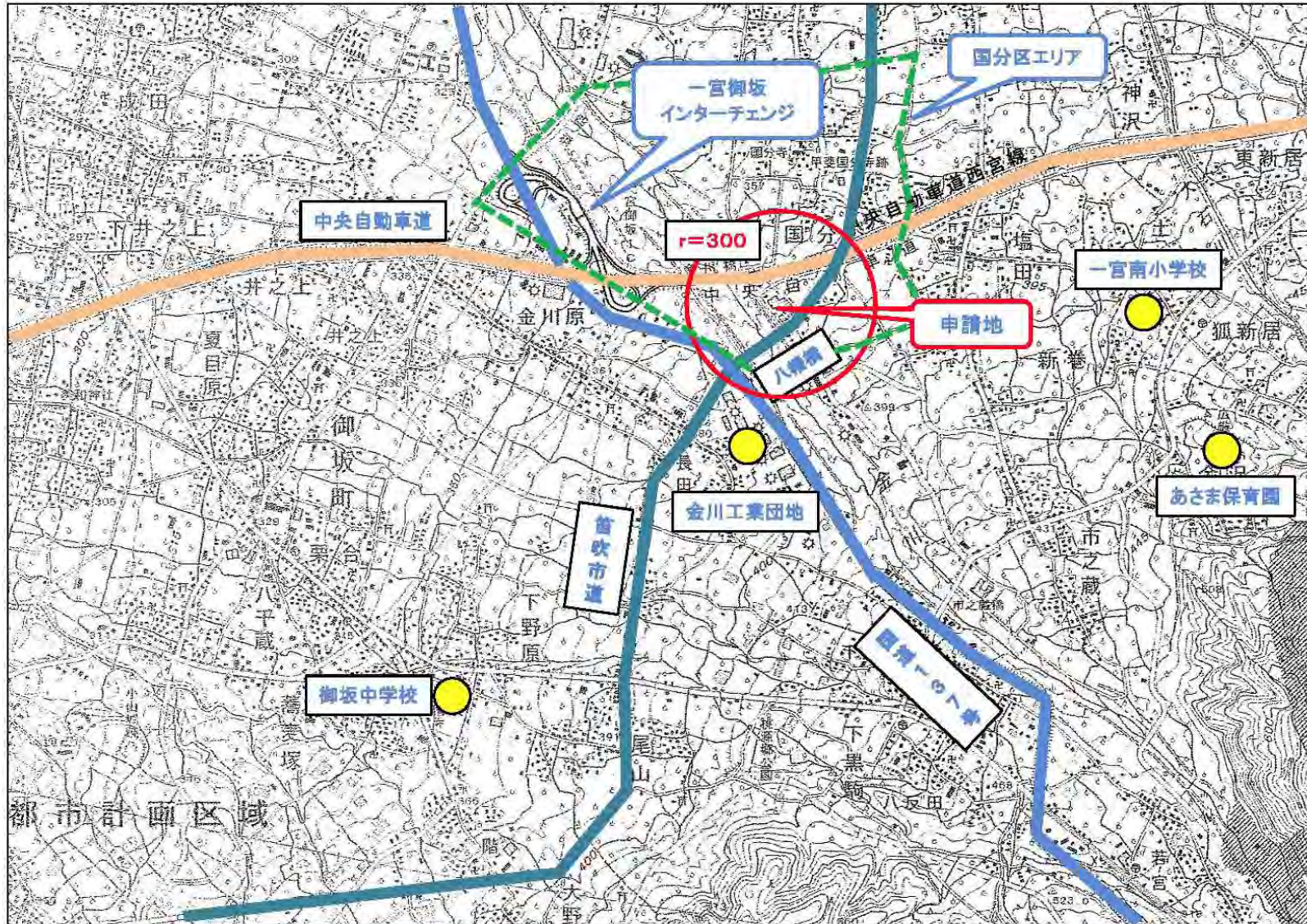
建ぺい率: 45.52% < 70%

	建築物名称	階数	構造	高さ	延べ面積	建築面積
1	事務所・給油所・廃棄物置場	2	鉄骨造	14.64m	6,637.39㎡	6,412.58㎡
2	作業所(破碎施設「がれき」)	1	鉄骨造	8.376m	200.60㎡	200.60㎡
3	倉庫	1	鉄骨造	2.5m	5.58㎡	5.58㎡
4	倉庫	1	鉄骨造	2.3m	6.48㎡	6.48㎡
5	積み替え保管施設	1	鉄骨造	8.3m	311.12㎡	311.12㎡
6	倉庫	1	鉄骨造	2.3m	6.48㎡	6.48㎡
	合計	—	—	—	7,167.65㎡	6,942.84㎡

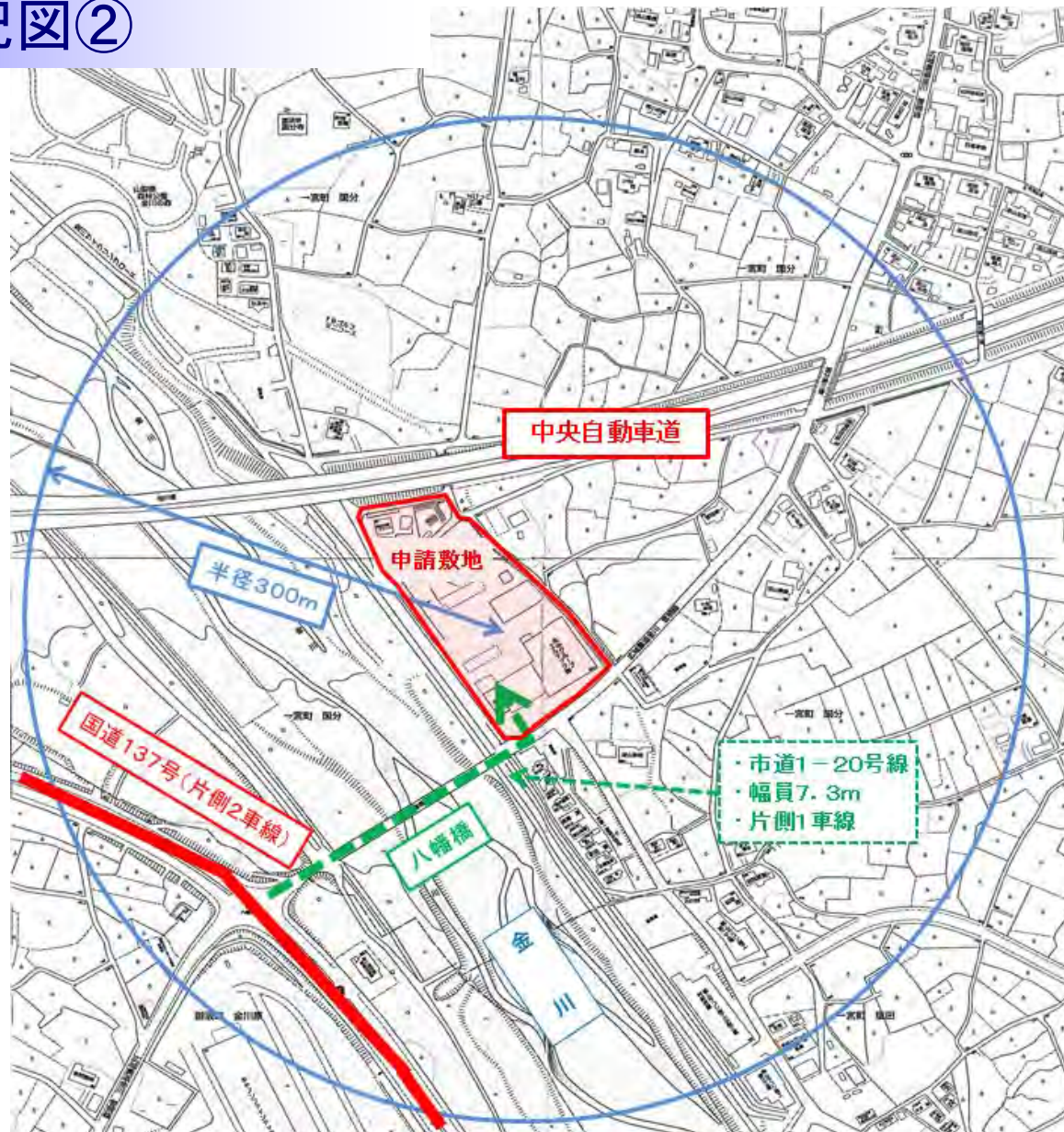
# 都市計画図



# 周辺状況図①

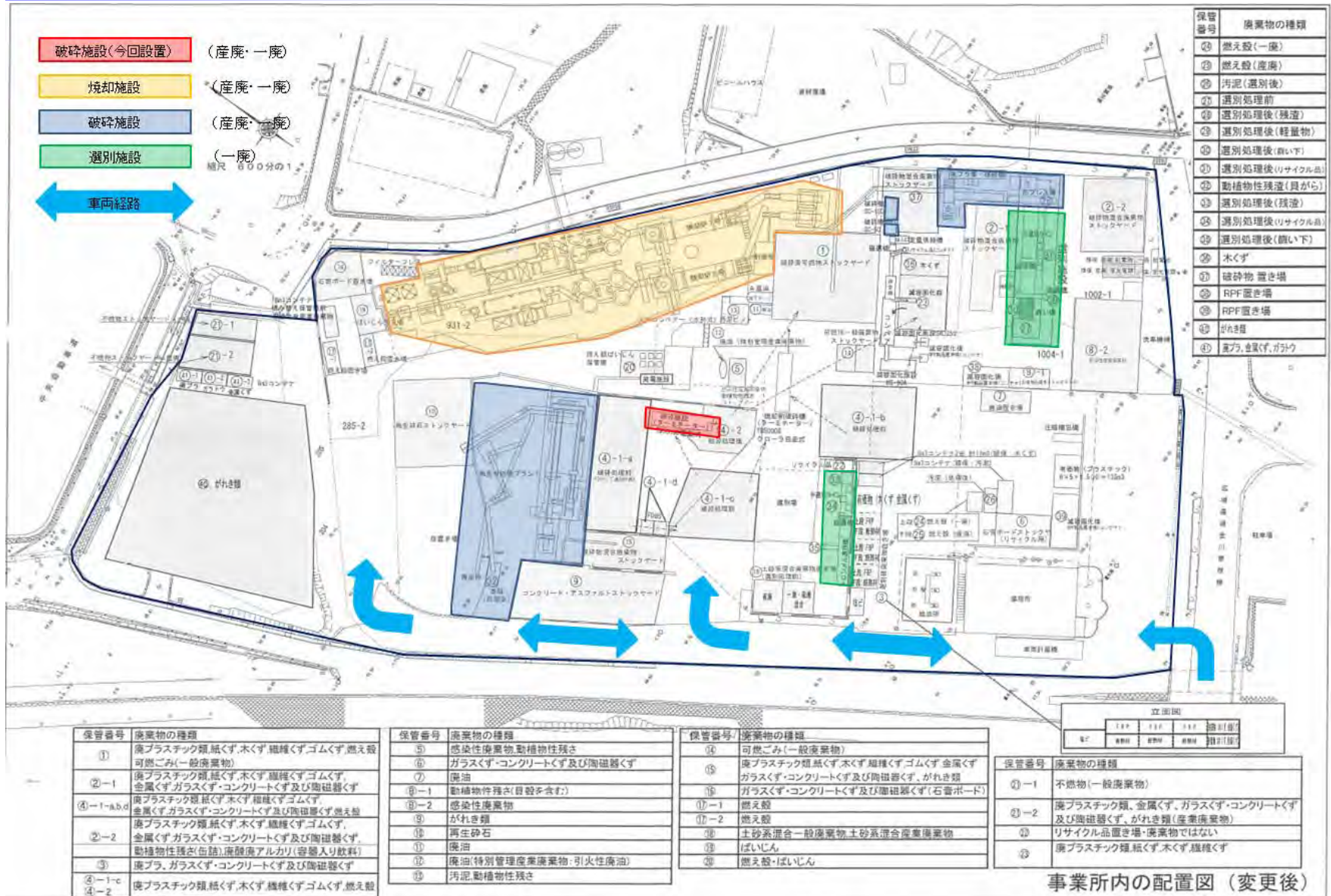


## 周辺状況図②





# 全体配置図(計画)



# 周辺状況写真(1)



## 周辺状況写真(2)



## 周辺状況写真(3)



## 周辺状況写真(4)





# エルテックサービス(株)産業廃棄物処理施設に係る敷地の位置の妥当性の検討項目について

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

3 施設計画の妥当性

4 環境公害対策の妥当性

5 地元住民等との合意形成等

## 1 位置の妥当性について

- 計画地の周囲には金川工業団地などの工業団地が存在し、笛吹市都市計画マスタープランでは産業拠点ゾーンに位置づけられ産業施設が多く存在し、笛吹川都市計画区域内の用途地域無指定の区域である。
- 申請敷地の南側は笛吹市道1-20号線(幅員7.3m、片側1車線)に接し、東側(幅員6.2m)、北側(幅員4.0m)、西側(幅員7.2m)も笛吹市道に接している。西側は笛吹市道を挟んで金川があり、金川の対岸には国道137号がある。
- 申請敷地から300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在しない。

## 2 搬出入経路の妥当性

- 搬出入の主なルートは、国道137号から笛吹市道1-20号線に入り八幡橋を渡り、計画地南側の出入口にアクセスし、住宅地内や繁華街を通過せず運搬が可能である。
- 搬出入車両は1時間あたり20～25台程度となるが、場内では円滑に作業が行われるため、車道に待機車両もなく交通への影響は少ないものと考えられる。  
今回施設設置に係る増加は、10t車4台／日程度である。
- 仮に搬出入車両が集中した場合には敷地内に大型車が待機できる駐車スペースを確保している。



### 3 施設計画の妥当性

- 本施設計画にあたり、今回設置する破砕施設のほか、既存の焼却施設、選別施設、減容固化施設、積替保管施設が存在しているが、十分な保管場所、通路、駐車スペースを有し、いずれも適切に設置されている。また、山梨県環境緑化条例で規定する緑化率5%以上を満たす計画となっている。
- 山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が終了し、結果通知書が平成26年1月23日付けで交付され、施設設置許可の手続きが並行して進められている。

## 4 環境公害対策の妥当性

- 本計画により影響が考えられる騒音、振動に関する生活環境影響調査が実施され、周囲の生活環境に与える影響は支障ないとの結果が得られている。なお、施設設置後、建築住宅課が立ち会いし、測定調査を行う。
- 廃棄物に接触する雨水や場内清掃排水等は地下タンクに貯留し、フィルタープレス機(ろ過装置)でろ過して廃棄物に散水(飛散防止)され、廃棄物とともに焼却処分されるため場外に排出されることはない。
- 選別施設及び破碎施設の稼働により粉塵の発生が考えられるが、稼働時には散水を行い周囲への飛散を防ぐ計画となっている。



## 5 地元住民等との合意形成等

- 本計画地である国分地区の区長、区長代理及び各組長に事業説明を行い、区長から施設設置の同意が得られている。
- 笛吹市長より「支障ない」旨の意見が出されている。
- 笛吹市都市計画審議会より「都市計画上支障ない」旨の答申が出されている。